

社長の「一人飲み」交際費が否認された事例



一人飲みが否認された事例

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

ただし、税務署はなんでもかんでも接待交際費を認めません。

ある会社が、接待交際費を計上して税務申告したところ、税務調査によって個人的な飲食では無いかと指摘された事案がありました(東京地方裁判所令和2年3月26日 平成30年(行ウ)第112号他)。

この事件は、いわゆるホステスが接待するクラブを利用した料金を「接待交際費」として計上していたのですが、税務署は、納税者は取引先等を接待した事実がないにもかかわらず、これを「接待交際費」として経理した「仮装・隠ぺい」があったとして、重加算税(35%)の決定処分をしました。

仕事に関する支払いであることを証明する

まず、前提としてプライベートで利用したキャバクラの代金は経費にできません。

キャバクラ代は他の交際費と比べて高額なので目立ちます。税務調査でも、一件あたりの金額が高額な取引については必ず突っ込まれます。

本当に仕事の都合でキャバクラに行ったのであれば、交際費として処理してください。

その際に、重要になってくるのが、キャバクラに仕事で行ったことを証明できるかどうかです。

そのためにも、領収書に、①参加者氏名、②参加者数、③会話の内容をメモしておく、いざ税務調査で聞かれても、記憶を呼び起こしやすいです。

ただし、個人事業主の飲食費を交際費として計上する場合は、注意が必要です。過去の国税不服審判所での判断においても「事業に関連があるだけでなく、売上を得るために『直接的』に必要かどうか」で判断されています。個人事業主の交際費が、法人と比べて厳しい取り扱いとなっている理由は、事業とは直接関係のないプライベートの支出との区分が曖昧になりやすいと考えられているためです。令和6年に報道があった、巨人の坂本勇人選手に入った税務調査のように、複数人で行ったからといって全て認められるわけではありません。

一人でカフェを利用した場合

会議費とは、社内外の会議や打ち合わせの際に発生した費用のことです。具体的には、会議室のレンタル代や資料代、会議中の飲食費などが該当します。

1人でのカフェの利用代については、営業先や出張先での資料作成やプレゼン準備など、仕事のための利用であれば会議費として経費計上が可能です。ただし、オフィスの近くのカフェを利用した場合など、カフェを利用する意味が薄い場合は経費として認められないこともあります。

【今月の経営格言】 資金は、会社存続という面から見れば、
損益に優先する。 by 一倉定 (経営コンサルタント)

「利益が出ていること」と、「資金収支のバランスが取れていること」は全く別の事である。資金は、会社存続という面から見れば、損益に優先するのだ。赤字をいくら出しても、資金が続いている限り倒産することはない。反対に、いくら利益を上げていても、資金がショートすれば会社はつぶれてしまうのである。社長たるもの、「資金は苦手」で済ますわけにはいかない。資金の実態を知り、わが社の事業経営に必要な資金を計画し、調達し、運用しなければならないのである。

「一倉定の経営心得」より